

Title	減損会計再論(1)
Sub Title	Accounting for the impairment of asset (1)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2014
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.57, No.5 (2014. 12) ,p.13- 27
JaLC DOI	
Abstract	<p>減損会計については、笠井 [2005] において、設備資産についての減損だけを取り上げ、主として主観のれん説と対比しながら、FASBによって提唱された時価評価の妥当性を主張した。その結論は、現在においても、妥当であると考えているが、しかし、一方、そこでは、FASBの処理方式と主観のれん説のそれとの比較がなされているにすぎず、IASBの処理方式は、検討されていない。他方、筆者のその当時の関心は、主観のれん説それ自体の理論的欠陥の究明にあったので、主観のれん説の減損に関する主張については、米山 [2003] ではなく、斎藤 [2001] に依拠したため、米山 [2003] において展開されたFASB方式の批判については、何もふれていない。そこで、それらの点についての補足の必要性をかねてから感じていた。</p> <p>さらに言えば、同じく減損と言っても、設備資産と金融資産とでは、その処理方法が、大きく異なっているのに、金融資産を取り上げていないというのも、一方的にすぎよう。したがって、満期保有目的金融資産の減損処理についての私見を展開する必要性も、感じていた。</p> <p>そこで、当面、この2点につき、補充しておきたい。</p> <p>本稿では、設備資産の減損を取り上げ、IASBの処理方式につき、資産評価の側面、損益計算の側面、および計算方式の側面から批判的に考察する。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20141200-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

減損会計再論（1）

笠井 昭 次

<要 約>

減損会計については、笠井 [2005] において、設備資産についての減損だけを取り上げ、主として主観のれん説と対比しながら、FASB によって提唱された時価評価の妥当性を主張した。その結論は、現在においても、妥当であると考えているが、しかし、一方、そこでは、FASB の処理方式と主観のれん説のそれとの比較がなされているにすぎず、IASB の処理方式は、検討されていない。他方、筆者のその当時の関心は、主観のれん説それ自体の理論的欠陥の究明にあったので、主観のれん説の減損に関する主張については、米山 [2003] ではなく、斎藤 [2001] に依拠したため、米山 [2003] において展開された FASB 方式の批判については、何もふれていない。そこで、それらの点についての補足の必要性をかねてから感じていた。

さらに言えば、同じく減損と言っても、設備資産と金融資産とでは、その処理方法が、大きく異なっているのに、金融資産を取り上げていないというのも、一方的にすぎよう。したがって、満期保有目的金融資産の減損処理についての私見を展開する必要性も、感じていた。

そこで、当面、この2点につき、補充しておきたい。

本稿では、設備資産の減損を取り上げ、IASB の処理方式につき、資産評価の側面、損益計算の側面、および計算方式の側面から批判的に考察する。

<キーワード>

設備資産に関する FASB の処理方式、設備資産に関する IASB の処理方式、設備資産に関する FASB・IASB の処理方式に対する主観のれん説の批判、設備資産に関する主観のれん説の処理方式、割引前キャッシュフロー総額、割引現在価値、正常利益（時間価値額）、超過利益（主観のれん額）

減損会計は、制度的には、定着しているが、しかし、理論的には、減損に関する妥当な処理方法が解明されているとは言い難い。すなわち、伝統的ないわゆる取得原価主義会計論における損益の基本原則は、一般に、原価＝実現原則として定式化されているが、それによれば、いわゆる費用性資産は、実現時（販売時）までは、損益を認識してはならず、したがって、取得原価で評価され続けなければならないとみなされていたのである。つまり、保有している間は、評価替えをし

てはならないわけである。逆に言えば、時価あるいは回収可能額による評価替えは、静態論における財産計算の発想であり、損益計算という計算目的には悖っているとみなされていたのである。

それだけに、将来の期待キャッシュフローの著しい減少（つまり、収益力の著しい低下）が判明したさいに、どのような処理を行なったら、損益計算の論理に適っているのか、ということは現代会計理論に突き付けられた難問のひとつなのである。

この減損会計につき、筆者は、笠井 [2005] において、設備資産についての減損だけを取り上げ、主として主観のれん説と対比しながら、FASB によって提唱された時価評価の妥当性を主張した。その結論は、現在においても、妥当であると考えているが、しかし、一方、そこでは、FASB の処理方式と主観のれん説のそれとの比較がなされているにすぎず、IASB の処理方式は、検討されていない。他方、筆者のその当時の関心は、主観のれん説それ自体の理論的欠陥の究明にあったので、主観のれん説の減損に関する主張については、米山 [2003] ではなく、斎藤 [2001] に依拠したため、米山 [2003] において展開された FASB 方式の批判については、何もふれていない。

さらに言えば、同じく減損と言っても、設備資産と金融資産とでは、その処理方法が、大きく異なっているのに、金融資産を取り上げていないというのも、一方的にすぎよう。

もちろん、減損会計は、広範囲の会計領域とかがわっているのも、さらに、いろいろな問題があるが、それは、将来の研究課題にすることとし、当面、米山 [2003] による FASB 方式の批判および満期保有目的の金融資産の減損処理について、筆者の見解を明らかにしておこう。そこで、本稿では、設備資産および満期保有目的の金融資産に関する減損の処理方式を、それぞれ I および II において論じることとした。

I 設備資産に関する減損

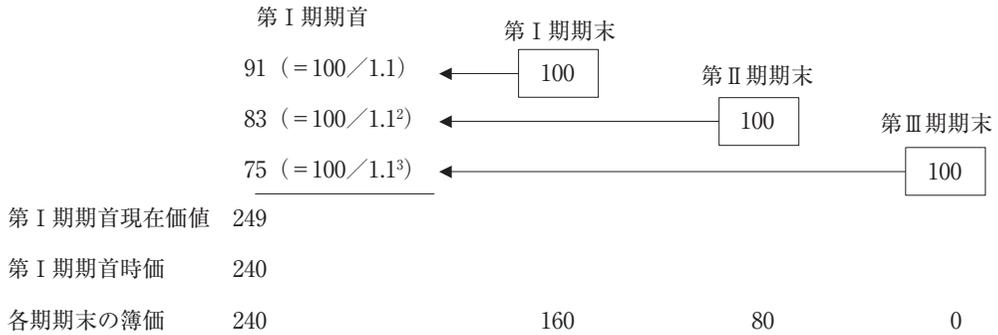
(1) 設例と本稿の基本的考え方

(i) 設例

減損を論ずる場合、大別して、減損を認識するための条件の問題、および減損の測定に関する問題のふたつがあり、両者は、峻別されなければならない。ここでは、次のような設例によって検討することとした。いま時価240の或る機械を第 I 期期首に現金で購入したが、その耐用年数は3年であり（残存価額は零とし、定額法で償却する）、その期待キャッシュフロー（収益額総計）については、第 I 期期末、第 II 期期末、そして第 III 期期末に、それぞれ100が予定されたとしよう。いま割引率を10%として、以上の条件を一表化すれば、図表1のようになる。

現在価値は、一般に使用価値と言われているが、ここでは、割引現在価値（DCF）という用語を用いることにする。機械のような設備資産の場合、どの企業が用いるかにより、その期待キャッシュフロー（収益総額）は異なってくる。この設例では、第 I 期期末、第 II 期期末、そして第 III 期期末に、それぞれ100のキャッシュフローが期待されるのは、したがって第 I 期期首における割引現在価値が249であるのは、その機械を用いるのが当該企業であるからに他ならない。

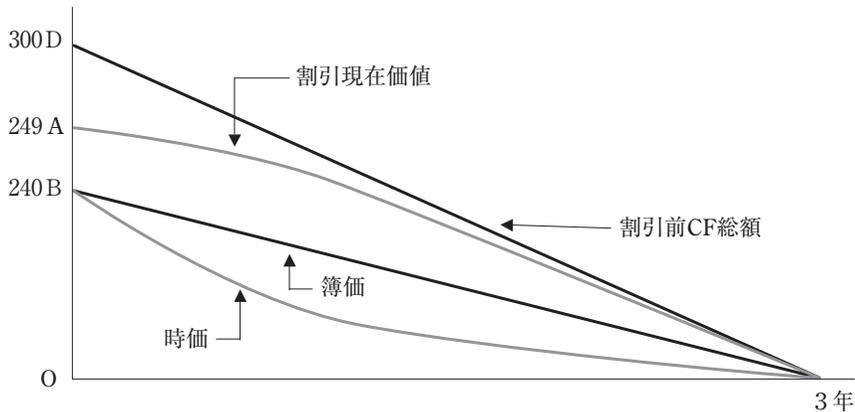
図表 1



それに対して、第 I 期期首の時価（一般には公正価値とよばれているが、ここでは、もっぱら時価という）240は、そうした割引現在価値が市場で平均化されたものである。したがって、249と240との差額は、その機械を用いたのが当該企業であることにより市場平均の期待を超過したものであるから、主観のれんに相当する。

以上の関係を図表で示せば、次のようになる（ただし、CF：キャッシュフロー）。

図表 2



いまこうした想定が現実化したとして、その全体利益を算出すれば、次のようになる。

図表 3

$$\text{全体利益} : 300 - 240 = \frac{(300 - 249)}{\text{正常利益 (時間価値額)}} + \frac{(249 - 240)}{\text{超過利益 (主観のれん額)}} = 51 + 9 = 60$$

つまり、 $300 - 249 = 51$ （上の図表の DA）は、割引率10%の時間価値の増分に相当する利益であるが、これを、ここでは、正常利益と言っておこう。それに対して、 $249 - 240 = 9$ （上の図表の AB）は、主観のれんに相当する利益であるから、当該企業固有の利益であり、ここでは、超過利益とよんでおこう。

(ii) 減損処理に関する本稿の基本的考え方

しかし、第Ⅱ期期末において、経済状況が一変し、一方、第Ⅲ期期末の期待キャッシュフロー(収益額)が100から20に激減し、他方、その時価が15になったとしよう。

この場合に生ずる減損の処理については、種々の見解があり、以下において検討するが、ここでは、まず筆者の基本的考え方を2点だけ述べておこう。第1は、この減損が、経済的環境の激変に伴う、当初の前提条件自体の変更にかかわる処理であり、けっして、当初の前提条件のもとにおける経常的計算にかかわる処理ではないと理解している点である。つまり、収益力の低下が著しく、もしそのことが第Ⅰ期期首時点で予想されていたなら、機械への投資を断念していた可能性が高いのである。そうしたそもそもの前提条件の変更に対応するためのフレッシュスタートに、減損はかかっているのである。その意味で、いわば異常状態下の処理であり、けっして同一前提条件下での経常的な損益計算の問題ではない、という点には別して留意すべきである。

そして第2は、減損に関する処理にしても、会計的計算の一般的認識・測定原則に服さなければならないことである。つまり、以上のようにいわば異常状態が生じたからには、そこに、企業の新たな意思決定あるいは経済活動があるはずであって、それを承けて、何らかの会計処理がなされなければならない。しかし、それは、いかに異常状態(フレッシュスタート)のもとで生じたにせよ、複式簿記機構により損益産出活動を表現するものとしての会計的計算の一環として行なわれるのである。したがって、損益産出の在り方および複式簿記機構によって規定された一般的認識・測定原則に服さなければならないはずである。具体的に言えば、一方、減損にしても当期の損益計算に計上されるいじょう、当期の損益計算に組込めるように概念構成されなければならないし、他方、資産評価にしても、設備資産について今日一般に認められている犠牲値系統(支出額系統)の数値が、採用されなければならない。つまり、減損という部分の論理に惑わされることなく、そうした会計的計算の全体的枠組を視野に入れなければならないのである。このことは、当然のことでありながら、しかし、実は、今日、まったく看過されているので、具体的事例によって、あらかじめ問題を提起しておこう。価値生産活動は、交換による損益にかかわっているもので、犠牲値(費用)と成果値(収益)というふたつの要素が不可欠である。そのうちの犠牲値(費用)にかかっているのが、いわゆる費用性資産に他ならない。したがって、この費用性資産には、会計的計算では、必ず支出額系統の数値が割当てられなければならない。そのことによって、犠牲値の価値移転現象にかかわる原価計算が可能になり、その結果、仕掛品勘定、製品勘定、売上原価勘定等が、ひいては貸借対照表・損益計算書等の財務諸表が、複式簿記記録を通して誘導的に作成されることになる。会計的計算の全体像を視野に入れるかぎり、減損の処理についても、そうした原価計算等のプロセスを合理的に説明し得るように、その資産評価が規定されなければならない。けっして、減損という部分の論理だけに囚われることなく、全体の論理を見据えなければならないのである。

こうしたふたつの基本的考え方に従うかぎり、第Ⅱ期期末に生じた収益力の低下に伴う投資の失敗という事態に対しては、ある種の清算という意思決定あるいは経済活動がなされなければならない。そのために、結論的には、時価で評価することが妥当なのである。上例で言えば、第Ⅱ期

末の簿価80を、時価15まで切り下げるのである。これは、簿価80の機械を時価15で一度清算（売却）したうえで、新たに再投資することによって、フレッシュスタートを図ったとみることができよう。したがって、減損処理後の機械の評価額15は、支出額系統の数値に他ならない。

今日、設備資産に関する減損の処理については、アメリカの会計基準設定母体たる FASB により主張された処理方式¹⁾、国際会計基準の設定母体たる IASB により主張された処理方式¹⁾、そして、主観のれん説によって主張された処理方式が存在しているので、まず（2）において、この三者の処理方式を概観する。そのうえで、上記の筆者の基本的考え方を念頭において、IASB の処理方式、および主観のれん説の処理方式の理論的問題点を、それぞれ（3）および（4）において検討する。そうした検討を踏まえて、結論的には、FASB の処理方式が妥当であると筆者は考えている。しかしながら、この処理方式に関しても、主観のれん説から種々の批判が提起されている。そこで、最後に（5）において、そうした批判が妥当でないことを検討することにしたい。

（2）減損の処理方式の類型

（i）FASB の処理方式

まず FASB の処理方式であるが、ここでは、減損の認識条件と測定原則とが、分離されている。すなわち、将来における割引前の期待キャッシュフロー総額つまり収益額総額（上記の設例の場合には、第Ⅲ期期末の改定期待キャッシュフロー 20）が簿価を下回ったときに減損を計上しなければならないのであるが、ただし、新たな資産評価は時価であり、したがって、簿価から時価まで資産価額が切り下げられ、その差額が減損額となるのである。前記の設例により示せば、図表 4 のようになる。

（ii）IASB の処理方式

次に IASB の見解であるが、まず減損認識の条件は、割引前のキャッシュフロー総額（この場合には、第Ⅲ期期末の20）ではなく、その割引現在価値（この場合、 $20 / 1.1 = 18$ ）が簿価を下回ったときであり²⁾、そして、資産は、その割引現在価値で評価される。したがって、簿価と割引現在価値との差額が、減損額になる。

以上を示せば、図表 5 のようになる（測定値の関係については、図表 4（イ）を参照されたい）。

（iii）FASB・IASB の処理方式に対する主観のれん説の批判

以上のような FASB および IASB の見解に対して、主観のれん説は、減損の認識条件については、収益力の低下（投資の失敗）を意味していないと批判している。すなわち、割引前キャッ

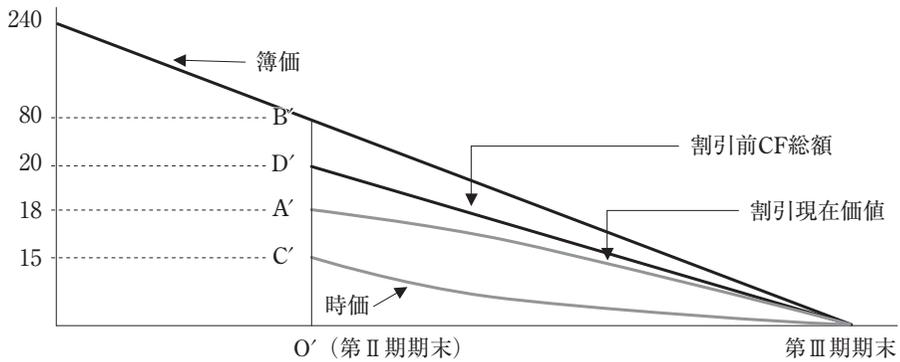
1) 本稿における IASB の処理方式というのは、IAS No.36で主張されている見解であるが、これは、IASC によって公表されたものである。この IASC は、現在は改組され、IASB となっているが、両者は、実質的に同じ団体であるので、ここでは、IASB という現在の名称を用いることにする。

2) 減損認識の条件については、厳密には、割引現在価値（この場合18）と時価（この場合15）とのいずれか高いほうの金額と簿価とが比較されなければならない。ただし、時価が割引現在価値より高い場合には、企業は、それを使用するより売却することを選定することになるであろう。したがって、それを使用しつつ減損を計上するとしたら、本例のように、割引現在価値のほうが高くなっているはずなのである。

3) 主観のれん説の減損に関する見解については、ここでは、主として、斎藤 [2001] の見解を意味している。

図表 4

(イ)



(ロ) 減損認識の条件 (第Ⅱ期期末) : 簿価額80 (O'B') > 割引前CF総額20 (O'D')

減損測定の規約 (第Ⅱ期期末) — 資産評価額 : 時価額15 (O'C')
 減損額 : 簿価額80 (O'B') - 時価額15 (O'C')
 = 65 (O'B')

(ハ) 仕訳

第Ⅰ期期首	第Ⅰ期期末	第Ⅱ期期末	第Ⅲ期期末
機械240, 現金240	償却費80, 機械80	償却費80, 機械80 減損65, 機械65	償却費15, 機械15

図表 5

(イ) 減損認識の条件 (第Ⅱ期期末) : 簿価額80 (O'B') > 割引現在価値18 (O'A')

減損測定の規約 (第Ⅱ期期末) — 資産評価額 : 割引現在価値18 (O'A')
 減損額 : 簿価額80 (O'B') - 割引現在価値18 (O'A')
 = 62 (B'A')

(ロ) 仕訳

第Ⅰ期期首	第Ⅰ期期末	第Ⅱ期期末	第Ⅲ期期末
機械240, 現金240	償却費80, 機械80	償却費80, 機械80 減損62, 機械62	償却費18, 機械18

シュフロー総額ないし割引現在価値と比較されるのが簿価では、次のような理由により、収益力の低下が測れないというのである。すなわち、一方、早期に成果が生ずるような投資の場合には、割引現在価値が急激に減少する。他方、会計上の減価償却は、そうした経済価値を反映するものではなく、コンベンショナルに認められた一定の減価償却法のもとで計画的になされるのであるから、その方法いかんによっては、簿価は、全体として収益力が変わらない場合（投資が失敗したという状況にはない場合）にも、割引前キャッシュフロー総額ないし割引現在価値より高くなっていることがあり得る。その場合には、簿価が割引前キャッシュフロー総額ないし割引現在価値より高いことの原因は、けっして収益力の低下（投資の失敗）にではなく、単に会計上の減価償却額の過少計上にあるのである。このように、経過時点（第Ⅰ期末・第Ⅱ期末）における割引前キャッシュフロー総額ないし割引現在価値が簿価より低いとしても、収益力の低下のメルクマールにはならないわけである。しかし、投資時点（第Ⅰ期期首）における比較は、有意味であるという。なぜなら、投資時点における簿価は、その時点の時価であり、かつ会計上の減価償却によって歪められていないので、企業の投資支出額を含意している。したがって、第Ⅱ期末に判明した新たな情報に基づき、投資時点での期待キャッシュフローを見直し、その割引現在価値を求めれば、この割引現在価値が簿価より低ければ、そのことは、投資支出額を回収できない状況にあること（つまり、負の主観のれんがあること）を意味している。したがって、収益力の低下（投資の失敗）が、事後的事実によって確かめられている、と主観のれん説はみるのである。

結論的には、減損の認識条件に関する主観のれん説のこの議論は、妥当とってよいであろう。会計上の費用性資産の評価およびその減価償却の意義を考えれば、たしかに、経過時点の簿価を一方の基準にして、収益力の低下を判断することには無理がある。当初に遡って第Ⅰ期期首の簿価と改定割引現在価値とを比較することによって、当該資産を既に保有していることを前提としたうえでの収益力の低下（投資の失敗）を測ることができよう。以下でも、減損の認識条件については、その妥当性を前提にして、議論する。

次に、減損額・資産評価に関しては、主観のれん説は、FASB および IASB の見解に対して、まず第1に、ストック評価になっていることを問題視しているようである。すなわち、この両説は、機械の第Ⅱ期末時点におけるストック評価を行ない、簿価をその額まで切り下げることによって、減損というフローを算出している。これは、いわゆる「ストック→フロー」方式あるいは資産負債観に他ならないが、現行会計実践では、機械等の設備資産については、まず減価償却というフローが算出され、その結果としてストック額が算出される。つまり、いわゆる「フロー→ストック」方式あるいは収益費用観に属しているので、両説の減損の在り方は、それに背馳していると主観のれん説は主張するのである。

そして第2に、事後の事実としての実現との整合性が欠けていることが、問題視されている。すなわち、主観のれん説によれば、会計は事後計算であるから、何らかの事後的事実の裏打ちによって、損益も認識されなければならない。つまり、逆に言えば、設備資産のキャッシュフローの期待あるいは期待の変化だけでは、損益を認識してはならないということである。結論的には、主観のれん説によれば、事後的事実とはキャッシュフローの取得に他ならず、キャッシュフロー

の取得を待って、収益（利益）を認識しなければならないのである。これが、主観のれん説の実現概念に他ならない。そうした主観のれん説の観点からすると、将来のキャッシュフローの減少の予想（つまり期待の変化）だけで減損を計上することは、事実上先立つ損益の認識であり、実現概念に悖っているということになるようである。

この2点は、IASBの処理方式には妥当するが、FASBの処理方式には妥当しないと筆者は考えているが、しかし、その点は、以下の検討において明らかにする。

(iv) 主観のれん説の処理方式

FASB・IASBの見解に対して、おそらく上記のような批判を抱いているらしい主観のれん説にとり、減損は、どのように理解されるべきなのであろうか。既述のように、減損認識の条件に関する主観のれん説の主張は説得的であるが、しかし、こうした減損の認識条件の議論から、設備資産はこの改定された期待キャッシュフローに基づく割引現在価値で評価されなければならない、という結論を主観のれん説は導出しているようである⁴⁾。そこには大きな論理的飛躍があると思われるが、それは後に検討するとして、まず主観のれん説の処理を先の設例によってみておけば、図表6のようになろう。

第Ⅱ期期末における最新の情報により、第Ⅲ期の期待キャッシュフローが20に改定されたので、第Ⅰ期期首における改定割引現在価値は189になる。それと第Ⅰ期期首の簿価（240）つまり投資支出額と比較すれば、明らかに、投資支出額が回収できないことが事後的に判明したので、ここ

4) 同じく主観のれん説に属していると思われる米山 [2003] においては、減損対象資産は、購入時点における、改定された割引現在価値によってではなく、見積り直した再調達原価によって評価されなければならない。計算をやり直すという主観のれん説のそもそもの発想からすれば、米山 [2003] の主張するように、購入時の改定再調達原価に評価替えする処理のほうが、首尾一貫している（後に述べるように、斎藤 [2001] では、購入時点の改定割引現在価値で評価替えすることの理論的根拠は、説明されていない）と言えないでもない。

それにもかかわらず、本稿が、主観のれん説の主張として、当面、米山 [2003] ではなく、斎藤 [2001] に準拠したのは、購入時点における再調達原価を見積りすることの困難性さらには不可能性にある。そうした困難性・不可能性のために、米山 [2003] では、その代替的な評価として、購入時点における見積り直した割引現在価値、あるいは減損時点における再調達原価が、提案されている。

しかしながら、こうしたサロゲート（代理変数）を用いることは、会計の本質的に重要な特質としての信頼性に悖っており、とうてい容認されるものではない。そのことは、価値生産活動に関しては、費用と収益との二面的損益計算形態をとっていることから、明らかであるように筆者には思われる。すなわち、いま購入時価が100の商品（その時点の売却時価は120）を購入したとすると、例えば〔(借) 商品「120」、(貸) 現金100、売却益「20」〕〔「は、見積り数値を意味している）というように、商品を売却時価で評価することも不可能ではない。そのかぎり、商品を取得原価100で記録する必然性は、必ずしもないのであるが、それなのに、現行会計では、商品について、なぜ取得原価で評価するのであろうか。

その点、筆者は次のように考えている。すなわち、売却時価で評価した場合には、その売却時価はたえず変動しているので、期末時および売却時において、売却益の修正が不可欠になる。つまり、購入時における売却益20は、(取引の) 確実性および(数値の) 確定性という要件を充たしていないのである。かくては、会計は、今日のような社会からの信頼性を獲得することは、できなかったであろう。

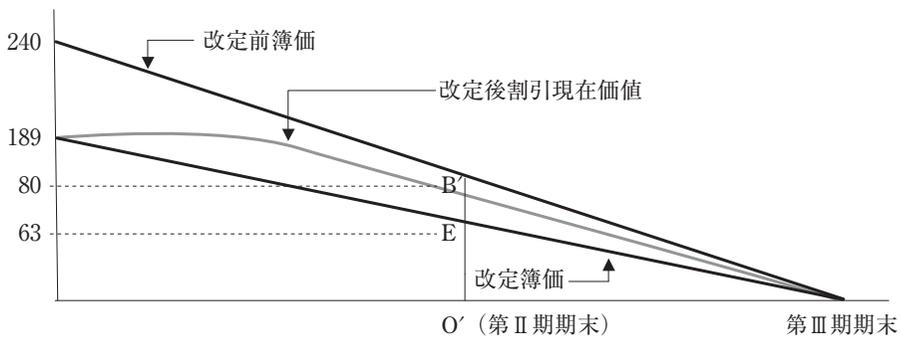
会計に対する信頼性は、会計が確実性および確定性をもった数値を記録していることに胚胎していると筆者は考えている。そうした視点からは、商品を売却時価で評価することは、理論的に不可能なのである。そのために、会計は、価値生産活動に関するかぎり、売却時価つまり収益額の記録については、対価に任せ、資産については、費用を表現する役割を分担させるべく、保有している間は、取得原価で評価すること

図表 6

(イ)

	第 I 期期首	第 I 期期末	第 II 期期末	第 III 期期末
	91 (=100 / 1.1)	100		
	83 (=100 / 1.1 ²)		100	
	15 (=20 / 1.1 ³)			20
改定割引現在価値	189			
減価償却後の改定簿価 (割引現在価値)		126 (=189 × 2 / 3)	63 (=189 × 1 / 3)	0
減価償却後の改定前簿価 (取得原価)		160 (=240 × 2 / 3)	80 (=240 × 1 / 3)	0

(ロ)



(ハ)

減損の条件：第 II 期期末の減価償却後の改定簿価 (割引現在価値) 63 < 第 II 期期末の簿価 80
 資産の評価：第 II 期期末の減価償却後の改定簿価 (割引現在価値) 63
 減損額：第 II 期期末の改定前簿価 80 - 第 II 期期末の減価償却後の改定簿価 (割引現在価値) 63 = 17

(二) 仕訳

第 I 期期首	第 I 期期末	第 II 期期末	第 III 期期末
機械 240, 現金 240	償却費 80, 機械 80	償却費 80, 機械 80 減損 17, 機械 17	償却費 63, 機械 63

とにしたのである。かくして、価値生産活動については、会計は、収益と費用との二面的損益計算形態をとることになったのである。

逆に言えば、価値生産活動につき、会計が、資産につき取得原価で評価することによって二面的損益計算形態をとることになったのは、会計があくまで確実性および確定性を具えた数値にこだわり、信頼性のある財務諸表 (利益数値) を社会に公表することを選択したからなのである。

実証研究などにおいて、形成された仮説に適合するデータが得られない場合、サロゲート (代理変数) で代用せざるを得ないことは、往々にしてあり得ることであろう。しかし、会計理論に関するかぎり、サロゲート (代理変数) を許容せざるを得ないような理論構築は、理論的に問題があると筆者は考えている。

に、減損を認識しなければならない。そして、主観のれん説においては、この改定割引現在価値189が、第Ⅰ期期首の設備資産の評価になるようであるが（その理由は説明されていないので、筆者には理解し難い）、それに、当初と同じ減価償却方法（この場合、定額法）で減価償却を行なえば、第Ⅱ期期末には63になる。そこで、これを第Ⅱ期期末の機械の評価額とし、その簿価額80をその評価額にまで切り下げ、その差額を減損として認識するというのが主観のれん説の見解のようである。仕訳で示せば、第Ⅱ期期末に、[減損17, 機械17]となる。

この処理により、減損は、[フロー→ストック]方式になったし、実現概念との整合性も達成されたと主観のれん説は理解しているようである。

減損の処理方式として、本稿では、上記のように、IASB、主観のれん説、そしてFASBの三者を取り上げるが、結論的には、FASBの処理方式が妥当であると筆者は考えている。そこで、IASBおよび主観のれん説の処理方法の理論的問題点を、それぞれ（3）および（4）において検討する。

（3）IASBの処理方式の理論的問題点

まずIASBの処理方式を取り上げよう。今日、一般に、資産負債観によって処理することが流行となっているようであるが、IASBの処理方式は、そうした系譜に属しているとみてよいであろう。すなわち、IASBによれば、減損の対象となる設備資産は、減損計上時点における割引現在価値で評価されなければならないのであるが、その根拠は、簿価が回収可能額を反映しなければならない、ということにあるようである。このように、簿価を回収可能額の表示として理解することは、ストック評価を重視する考え方であるから、その意味において、IASBの処理方式は、資産負債観に依拠していると言えるかもしれない。

資産負債観というのは、言うまでもなく、今日主張されているところによれば、経常的な損益計算に関する計算方式であるから、このIASBの処理方式にしても、減損時に、特に（清算・再投資といった）異常な事象が生じた、とは理解されていないとみてよいであろう。そのかぎりでは、経常的損益計算において、資産負債観に基づき、回収可能額というストック評価を簿価に反映させようとしていることになろう。

ちなみに、減損処理がなされた後に、収益性が回復したことが判明した場合、IASBの処理方式においては、減損を計上したさいの簿価を上限として、先になされた減損のうちの過大計上分を戻し入れることが認められているが、それも、減損が経常的な損益計算の一齣とみなされているからであろう。逆に言って、減損時における減損の計上が、投資の失敗が判明したことによる投資の清算・再投資といういわば異常事象の発生に基づいているとみるかぎり、そこでは、新しい条件のもとにフレッシュスタートが生じたのであるから、戻し入れといったことなど、理論的に認められるべくもないはずなのである。それとの対比で言えば、減損の戻し入れが認められているIASB（および主観のれん説）においては、減損の計上そのものは、経常的な損益計算の一環とみなされているとみてよいであろう。

このようなIASBの処理方式について、その問題点を、資産評価の側面、損益計算の側面、そ

して計算方式の側面というみっつの視点から、批判的に検討することとしたい。

（i）資産評価の側面

まず資産評価の側面であるが、減損の計上を契機として、機械の評価額は、いわば突然、機械を購入するためのキャッシュアウトフローつまり犠牲値（費用）系統の数値から、機械が獲得し得るキャッシュインフロー（の割引現在価値額）つまり成果値（収益）系統の数値に転換してしまった。機械の減損前の評価額と減損後の評価額とのこうした整合性の欠如は、どのように理解したらよいのであろうか。すなわち、機械等の設備資産は、今日、取得原価評価（現金支出額による評価）が、一般的評価原則となっているはずである。しかるに、減損後の機械の評価額は、明らかに、こうした一般的評価原則に悖っているが、これは、どのように理解したらよいのであろうか。

さらに会計的計算の全体像を視野に入れれば、そうした整合性の欠如に起因する理論的破綻がいつそう露呈する。すなわち、原価計算の不可能性である。原価計算は、言うまでもなく原価の計算であるが、その原価とは、会計においては、支出額（犠牲価値）に他ならない。つまり、原価計算というのは、取得原価という犠牲価値の価値移転現象を把握するためのものなのである。したがって、原価計算により、支出額に相当する材料の価値が、仕掛品さらには製品へと価値移転し、最終的には売上原価という期間費用を構成する。そうであるからこそ、価値生産活動に伴う販売損益は、収益という成果値（収入額）と費用という犠牲値（支出額）との交換的損益として、収支差額という性格を帯びることになるのである。

しかし、割引現在価値は、あくまで成果値（収入額）系統の数値なのである。もっとも、それに基づいても、形式的には原価計算に類した計算をすることは不可能ではない。しかし、それは、とうてい原価計算とは言えない。さらに、仕掛品・製品等は、収入額系統の数値が割当てられることになってしまうので、費用にしても、収入額系統の数値になってしまう。したがって、その販売損益は、収支差額ではなく、収入差額になってしまうであろう。

つまり、IASBの主張に基づくかぎり、減損現象という部分だけをみれば、何がしかの説明を与えたような外観を呈しているものの、原価計算を含む財務諸表作成プロセス全体の合理的説明が、本質的には不可能になっているのである。そのことは、誘導法に基づく会計の全体像に関する合理的説明の崩壊を意味するものに他ならない。

（ii）損益計算の側面

次に、IASBの処理方式に関する損益計算の問題点を検討しよう。その測定規約がどのようなものであれ、いずれも、一律に「減損××、機械××」と仕訳される。つまり、同一の形式の仕訳で表現されるために、減損の性質にしても、ともすれば同じものとみなされ、ただその測定額が異なっていると理解されがちである。しかしながら、減損の額というのは、いずれも、減損処理後の新たな資産評価額と減損処理以前の簿価との差額に他ならない。したがって、減損処理後の新たな資産評価額の性質の相違に従って、異なった特質を帯びているはずなのである。こうした考え方のもとに、IASBの処理方式に関する減損の、損益計算上の意味合いを検討しておこう。

IASBの処理方式によれば、減損は、割引前の将来キャッシュインフロー20の割引現在価値18

と、減損時の簿価80との差額として算出される。前者における割引前の将来キャッシュインフローというのは、将来の収益額であるから、その割引現在価値18は、いわば減損時現在の収益額に相当する。他方、減損時の簿価というのは、未償却原価であるから、動態論的に言えば、減損時以降の、つまり将来の費用額に他ならない。

そうであれば、IASBの処理方式における減損額は、減損時時点からみて、[現在の収益額－将来の費用額]として算出されていることになる。もしそうだとすると、収益の現在額と費用の将来額との差額としての減損に、損益計算上、一体どのような意味があるのであろうか。今日の会計理論は、こうした分析にはまったく無関心であるが、本当に、それでよいのであろうか。ここでは、そうした問題意識のもとに、IASBの処理方式における減損額の意味を探ってみよう。その減損額の構成は、次のように分解できるであろう。

図表7

$$\begin{aligned}
 \text{減損額} &= \text{減損時の割引現在価値18} - \text{減損時の簿価（未償却原価）80} \\
 &= (\text{減損時の割引現在価値18} - \text{回収時の回収可能額20}) \\
 &\quad + (\text{回収時の回収可能額20} - \text{機械の未償却原価80}) \\
 &= (\text{回収時の回収可能額20} - \text{機械の未償却原価80}) \\
 &\quad - (\text{回収可能額の、回収時の金額20} - \text{減損時の現在価値18}) \\
 &= (\text{見積将来収益額20} - \text{機械の将来費用額80}) \\
 &\quad - (\text{見積将来収益額20} - \text{見積将来収益額の現在価値18}) \\
 &= \text{将来時（回収時）における見積売却損（}\Delta 60\text{）} \\
 &\quad - \text{収益額に関する将来時と現在時との金利調整（2）} (*)
 \end{aligned}$$

減損時現在からみれば、回収時というのは、将来ということになる。また、「回収時の回収可能額20」というのは、いわば製品を将来生産し売上げたさいの見積収益額に、そして「機械の未償却原価80」というのは、その売上原価（つまり将来費用額）に相当するとみてよいであろう。

5) 減損は、簿価と各学説によって規定された新たな資産評価額との差額として算出される。しかし、その相殺によってひとつの数値となり、かつ、それが減損という同一の名称によって表現されている。その場合には、減損という勘定科目からは、各学説の本質的な相違を識別することは、困難になる。本文でも述べたことではあるが、具体的に見れば、例えば、IASBの処理方式における減損は、将来の収益額の現在価値（将来のキャッシュインフローの割引現在価値）と将来の費用額（資産の簿価（未償却原価））とを相殺した金額であるのに対して、FASBのそれにおいては、売却および再投資が想定されているので、その減損は、販売代金（資産の時価）と資産の簿価（減価償却後の取得原価額）とを相殺した金額であるので、いわば売却損益に類した損益になっているのである。

このように、相殺という演算は、被控除数と控除数とが具えている固有の属性を喪失させる役割を果たしているのである。つまり、相殺によって、質的側面が捨象されていくわけである。もちろん、他方で、諸々の学説における被控除数・控除数の相違にもかかわらず、その差額を、抽象的レベルで減損事象として括ることを可能にさせるという重要な役割も果たしているのであるが、減損という抽象的な概念に括られることによって、上記のように、その本質的相違が見え難くなってしまったことも、確かなのである。

今日の会計理論は、意思決定有用性概念に規定されて、利益と投資家との関係にしか、注目しない。したがって、この減損にしても、資産を割引現在価値で評価すれば（割引現在価値まで簿価を切り下げれば）、減損以後に正常利益が獲得されるのに対して、時価で評価すれば（簿価を時価にまで切り下げれば）、減損以後に正常利益および（主観のれんに相当する）超過利益が得られる、といった議論しかなされていない。しかし、そうした議論をいくら重ねても、減損事象の本質には、行き着かないであろう。

重ねて、差額の内容にまで立ち入った、減損事象自体の意味論的分析の重要性を指摘しておきたい。

そうであれば、図表7における最後の数式(*)の第1項 $\Delta 60$ の意味は、次のようなものになる。すなわち、この機械を回収時(第Ⅲ期)という将来期間に生産的に利用することによって、回収時(第Ⅲ期)において、20のキャッシュインフロー(つまり収益)を獲得することが期待されているが、それに対応する費用(未償却原価)が80あるので、その結果として、この設備資産の価値生産活動に関して、60というマイナスの利益(損失)が生じた、ということなのではないだろうか。

もしそのように考えてよいのなら、その減損額60は、回収時(第Ⅲ期)に発生することが予測される将来の損益とみるべきなのではないだろうか。回収時(第Ⅲ期)という将来の期間に帰属する損益(つまり未実現損益)を、どうして第Ⅱ期に計上してよいのであろうか。考え得るとしたら、保守主義の適用であるが、この損益は未実現損益に他ならないので、この場合に保守主義を適用することは、期間損益計算を歪めるだけのことである。したがって、こうした局面に、保守主義を適用してはならないと筆者は考えている⁶⁾。

以上のように考えれば、図表7における数式(*)の第1項は、(確定性・確実性を具えていない)将来の損益の見越計上に類していると言わざるを得ないのではないだろうか。したがって、こうした減損額の計上は、理論的に認められないと思われる。

それでは、第2項の「収益額に関する将来時(回収時)と現在時(減損時)との金利調整2は、どのように理解したらよいのであろうか。割引前の将来キャッシュインフロー20を、一定の利率で割引いて18を算出したいじょう、その差額は、何らかの金利調整に相当すると思われるが、その会計上の意味が問われなければならない。例えば、掛売りのさいにその掛売り額で「売却損益」を計上した場合、その「売却損益」には、掛売りという信用供与に伴う利息分が含まれてしまう。したがって、生産・販売に伴ういわば操業上の損益を算出しようとすれば、「売却損益」からその金利調整分を差し引かなければならない。このように、将来の回収可能額とその割引現在価値との差額を控除するとしたら、例えばこうした信用供与という実態がなければならない。

その点、減損では、どうであろうか。減損時点において、製品が掛売りされたわけではない(というより、製品の生産すらされていない)。したがって、信用が供与されたという実態も、ない。単に、第1項の利益($\Delta 60$)における収益額20の金利調整にすぎないのであれば、(ii)の冒頭で提起した問題〔現在の収益額-将来の費用額〕に関する現在と将来とのずれの問題)に戻ってしまう。

はたして、図表7の数式(*)における第2項に、会計上の有意味性があるのであろうか。もしあるとするならば、それがどういうものであるのか、という点についての説明がなされていないが、そうした説明を、筆者は寡聞にして知らない。

以上のように考えれば、図表7の数式(*)における第1項および第2項は、会計上の有意味性を具えているとは言い難い。少なくとも、減損が、当期に帰属しているとは言えないのではないだろうか。

6) 保守主義の概念、および保守主義が適用されるべき領域については、笠井[2005]結章3.4を参照されたい。

(iii) 計算方式の側面

最後に、計算方式の側面についてみておこう。IASBの処理方式では、設備資産の評価に、回収可能額というストック価値が、直接的に反映されている。そのかぎりにおいて、資産負債観的な処理方法と言ってよいであろう。それに対して、会計においては、価値生産活動に関するかぎり、[設備資産→費用]という犠牲のフローと、[対価－収益]という成果のフローとの二面によって、損益計算が遂行されている。そこでは、費用・収益というフローの把握が、損益計算の要となっているのである。とりわけ、[設備資産→費用]は、犠牲値の表現であるから、設備資産は、取得原価で評価されたうえで、犠牲値に関するフローとしての減価償却費が、まず（つまり、いわば自律的に）測定され、設備資産のストック額は、その結果として（つまり、いわば従属的に）、そのフロー（減価償却費）を差し引いた未償却原価として算出されるのである。そのため、設備資産のストック額には、経済的な有意性が欠けているとみなされている。こうした計算方式は、一般に収益費用観と言われている。

そうであれば、回収可能性というストック価値がまず（つまり、いわば自律的に）規定され、その結果として（つまり、いわば従属的に）減損というフローが決定される、というIASBにおける減損の処理方式は、資産負債観の系譜に属しているということになる。したがって、現行会計において、設備資産に適用されている収益費用観という計算方式と整合的ではないと言わざるを得ない。そのかぎりにおいて、(2)(iii)で述べた主観のれん説の批判には、妥当性があるのである。

ただし、主観のれん説の主張によれば、どうやら、会計一般が、収益費用観という特質を具えているとみなされているようである。したがって、資産負債観は、「補完的に」、会計に導入されたと理解されているようである⁷⁾。しかしながら、「補完的に」といった曖昧な表現では、会計における計算方式としての収益費用観と資産負債観との関係は、明らかにならないであろう。例えば売買目的有価証券は、収益費用観によれば「入帳時には取得原価で評価され、売却時に一括的に売却損益が計上される」ことになるのに対して、資産負債観によれば「期末時には売却時価で評価替えされ、保有損益が計上される」ことになる。現行会計では、資産負債観によって処理されているが、これが「補完的に」採用されているにすぎないとしたら、資産負債観は、本質的には、現行会計にどのような位置を占めており、また収益費用観とどのような関係にある、と理解したらよいのであろうか。

この点、本稿は、収益費用観は価値生産活動に、資産負債観は資本貸与活動に妥当する計算方式と理解しているので、両者は、いわば等価的關係にある。したがって、上記の売買目的有価証

7) 例えば斎藤 [2002] は、次のように述べている（斎藤 [2002] 435ページ、ただし傍点は笠井）。

伝統的な収益・費用アプローチは販売や換金などの取引に着目して利益の実現をとらえてきたが、それに対して資産・負債アプローチは、事業から切り離された金融商品の評価に基づいて、実現した利益をとらえる可能性を拓くものであった。取引というフローを測るやり方が見落としてきた利益実現の一面を、ストックの評価という面から拾い上げたわけである。企業会計の中心となる実現利益の測定において、それは取引に基づくキャッシュフローの期間配分を補完する役割を果たしたといえる。

券について言えば、それが資本貸与活動に属しているいじょう、理論的には、資産負債観によって処理されなければならない。売買目的有価証券への資産負債観の適用は、原則的処理であり、けっして補完的に導入されたのではない。逆に言えば、収益費用観によって処理されていた取得原価主義会計論は、理論的に誤りだったのである

設備資産は、価値生産活動に帰属しているいじょう、その処理は、収益費用観によってなされなければならない。したがって、回収可能性を直接的に反映させる IASB の処理方式は、理論的には否定されなければならない。

以上の（i）（ii）（iii）における検討結果によれば、IASB の処理方式は、説明理論としては、理論的に成立し難いと言わざるを得ない。

参 考 文 献

- 石川 [2001]：石川純治稿「減損会計と利益計算の構造」『企業会計』第53巻第11号
笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
斎藤 [2001]：斎藤静樹稿「会計上の評価と事業資産の減損」『会計』第159巻第4号
斎藤 [2002]：斎藤静樹稿「終章 総括と補足」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社
米山 [2003]：米山正樹著『減損会計——配分と評価』森山書店